

津市公告第 3 2 号

津市教育 I C T ヘルプデスク運営業務について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 7 年 3 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市教育 I C T ヘルプデスク運営業務公募型プロポーザルについて

1 業務概要

(1) 件名

津市教育 I C T ヘルプデスク運営業務

(2) 業務の目的

津市 G I G A スクール構想の推進に伴い、タブレット端末や大型テレビ等の I C T 機器と授業支援クラウドやデジタル教科書等のデジタル教材の利用が拡大している現状において、職員の負担軽減を図るとともに、安定したサポート体制による学校における良好な学習環境の維持を目的として、増大した運用管理業務を I C T に関する専門的知識及び経験を有する事業者へ委託するものです。

(3) 業務内容

I C T ヘルプデスク業務

- ・学校等の I C T 機器の利用方法や不具合等に関する問い合わせ等への対応
- ・ I C T 機器の不具合・設定変更など運用・保守業務
- ・各種ソフト・システムの不具合対応・設定変更などの運用・保守業務
- ・校内ネットワークの運用・保守業務
- ・学習用端末等の管理業務
- ・校務用端末の管理業務
- ・ソフトウェア等インストール業務

(4) 履行期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで（長期継続契約）
ただし、契約締結日から令和 7 年 9 月 3 0 日までは準備期間とする。
なお、準備期間については、委託料は発生しないものとする。

(5) 7 0 , 9 0 8 千円（消費税及び地方消費税を含まない金額※）

※ 消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1 円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

(6) 実施形式

公募型プロポーザル方式

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する者）と他の事業者とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。

※ 本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表事業者のみが契約を行い、代表企業は共同の事業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うこととするが、状況に応じて、上記 1 (3) の業務内容について津市と各事業者が必要な契約を行うことも可とする。

- (1) 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (4) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）による指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。

3 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和7年3月17日（月）
実施要領等の配布	令和7年3月17日（月）から 4月25日（金）午後5時15分まで
質問書の受付	令和7年3月17日（月）から 4月7日（月）午後3時まで
質問の回答期限	令和7年4月11日（金）午後5時まで
参加表明書提出期限	令和7年4月25日（金）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和7年4月25日（金）午後5時15分まで
審査（提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年5月23日（金）
審査結果通知	令和7年5月28日（水）以降速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市教育 I C T ヘルプデスク運営業務プロポーザル審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を提出し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市教育 I C T ヘルプデスク運営業務プロポーザル実施要領」による